四　認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

五　認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

六　認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

七　認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日から起算して五年間は、第二の一の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第三百九号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に請求のあった平成二十五年八月から平成二十六年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

表中「20,073.1」を「20,072.9」に、「7,299.7」を「7,299.6」に、「3,493.3」を「3,493.2」に、「2,169.9」を「2,169.8」に、「1,958.8」を「1,958.7」に、「1,249.9」を「1,249.8」に、「844.7」を「844.6」に改める。

○厚生労働省告示第三百十号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第二百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日から適用する。

平成二十六年七月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

表中「131.6」を「131.5」に改める。

○厚生労働省告示第三百十一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十六年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百二十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金差額一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十六年八月から平成二十七年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十六年七月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、四六三円	一二、九七〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一六円	一二、九七〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五七〇円	一三、五三六円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇五三円	一六、一四八円
三十五歳以上四十歳未満	六、四五八円	一八、六三〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七一一円	二一、四一四円
四十五歳以上五十歳未満	六、六三六円	二三、九一九円
五十歳以上五十五歳未満	六、四五七円	二五、一二三円
五十五歳以上六十歳未満	五、八六二円	二四、〇七四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七一八円	一九、三三三円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、九四八円
七十歳以上	三、九二〇円	一二、九七〇円